

6. 国民健康保険（こくみんけんこうほけん）・

国民年金（こくみんねんきん）とは

●国民健康保険（こくみんけんこうほけん）

・国民健康保険（こくみんけんこうほけん）とは、病気（びょうき）やけがをしたときに加入者（かにゆうしゃ）の皆（みな）さんがお金（かね）（保険（ほけん）税（ぜい））を負担（ふたん）し合（あ）って、医療機関（いりょうきかん）にかかるときの医療費（いりょうひ）に充（あ）てる、助（たす）け合（あ）いの制度（せいど）です。

・住民登録（じゅうみんとうろく）をしていて、他（ほか）の保険（ほけん）に加入（かにゆう）しておらず、3か月（げつ）を超（こ）えて日本（にほん）に滞在（たいざい）する場合（ばあい）、国民健康保険（こくみんけんこうほけん）に加入（かにゆう）することになっています。

・国民健康保険（こくみんけんこうほけん）に加入（かにゆう）すれば、医療機関（いりょうきかん）が行（おこな）うほとんどの診療（しんりょう）・検査（けんさ）について、年齢（ねんれい）に応（おう）じ70%または80%が保険（ほけん）によって支払（しはら）われることとなります。

・保険（ほけん）税（ぜい）は、各人（かくじん）の前年（ぜんねん）の所得（しょとく）によって決（き）まります。


※75歳（さい）以上（いじょう）の人（ひと）は、後期（こうき）高齢者（こうれいしゃ）医療（いりょう）制度（せいど）に加入（かにゆう）します。（12番窓口（ばんまどぐち））

●国民年金（こくみんねんきん）

・加入者（かにゆうしゃ）が納（おさ）める保険料（ほけんりょう）と国（くに）の負担（ふたん）金（きん）によって、国（くに）が責任（せきにん）をもって運営（うんえい）する制度（せいど）で、病気（びょうき）やけがになったとき、また、高齢（こうれい）になったときに皆（みな）で助（たす）け合（あ）い、生活（せいかつ）に不安（ふあん）がないようにしていこうという制度（せいど）です。

・住民（じゅうみん）登録（とうろく）をしている20歳（さい）以上（いじょう）60歳（さい）未満（みまん）の人（ひと）で、厚生（こうせい）年金（ねんきん）に加入（かにゆう）していない人（ひと）は、国民（こくみん）年金（ねんきん）に加入（かにゆう）することになっています。

※保険料（ほけんりょう）は、年齢（ねんれい）・性別（せいべつ）・所得（しよとく）に関係（かんけい）なく一律（いちりつ）です。

・国民年金保険料免除制度（こくみんねんきん ほけんりょう めんじよせいど）・納付猶予制度（のうふゆうよせいど）についてはこちらから 

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/0042202007173.html>